資料１２－３

放射線障害防止法の改正内容と政省令の改正事項

国際標準値（規制対象下限値）の取り入れ

- ◆　国際原子力機関(IAEA)などの国際機関が共同で策定した「国際基本安全基準」に記載
- ◆　被ばく経路（シナリオ）を仮定し、科学的根拠に基づいて核種ごとに算出した数値基準（規制を免除する核種ごとの放射能（Bq）、放射能濃度（Bq/g））
- ◆　ヨーロッパを中心に主要国で国内規制への取り入れを実施済

↓

- ◆　放射性物質の国際間の移動に伴う国際的整合性を考慮すれば国内法令に取り入れることが適切　（放射線審議会基本部会報告書）
- ◆　取り入れにより放射性同位元素の安全規制がより科学的かつ合理的なものとなり、貿易や国際輸送の円滑化、安全性向上が図られる



↓

世界共通の基準を国内規制に取り入れることが必要

第一　販売及び賃貸の業の届出

第4条関係

現行法では、自ら放射性同位元素を取り扱う販売業、賃貸業を想定

→ 通常の流通と同様、中間業者として書類上の販売のみを行う事業者が多数存在
直接放射性同位元素を取り扱わないリース契約のニーズの高まり

現　行

改正後

事例 1

放射性同位元素等を<u>直接取り扱う</u>販売／賃貸の場合

(例) 機器製造業者、
レンタル業者 (自らの在庫を貸出)

販売／賃貸の許可

使用の許可・届出
(機器製造業者の場合)

販売・賃貸契約の締結

実物の取扱い

販売／賃貸の届出

販売・賃貸に係る記帳の義務等

＋

使用の許可・届出

機器製造など直接取り扱う線源の使用に係る規制

販売・賃貸の業と使用を合理的に分離

事例 2

放射性同位元素を<u>直接取り扱わない</u>販売／賃貸の場合

(例) 書類上での販売を行う販売店、
実物を扱わないリース業者
(製造者から使用者に直接納入)

販売／賃貸の許可

販売・賃貸契約の締結

販売／賃貸の届出

自ら取扱施設を持つことを前提にした規制

取扱いの実態に則した合理的な規制

届出のみで業務が可能

<u>(政省令の検討事項)　届出方法、変更届の方法、販売・賃貸に係る使用の整理等</u>

第二　表示付認証機器等

第２章の２、第３条～第３条の３、第２５条の２関係

国際的に共通な標準値（規制対象下限値）の導入

→　放射性同位元素の数量、濃度の小さい機器が新たに規制の対象

↓

煙感知器など（安全性が高い、数多く普及、市民生活に密着）も含まれる

→　機器のリスク、利用実態に応じた合理的な規制を構築

既存の使用の許可、届出に特例を追加

国又は登録機関による設計認証
（図面、放射線量、使用条件等を確認）

← 製造者等による申請

→ ラベル表示、取扱説明書添付などの義務

設計認証機器

通常の使用状況で使用者の被ばく線量が1mSv/年を超えないことなど

↓

使用開始後の届出
適切な廃棄、廃止時の届出など

具体例：微量環境分析機器（ガスクロマトグラフ）、放射線測定器校正用線源

特定設計認証機器

放射能の小さな機器について、装置表面から10cmで、1μSv/時を超えないことなど

↓

届出なし
適切な廃棄

具体例：煙感知器、切換放電管（レーダ受信部）

（政省令の検討事項）　認証機器の届出方法、認証の申請方法、特定認証の対象、登録機関の詳細　等

第三　施設検査等

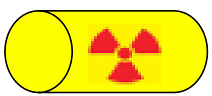
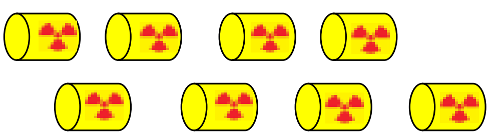
第１２条の８、第１２条の９関係

● 従来保有する数量のみで検査対象を決定していたが、放射性同位元素の種類、使用方法、機器の構造等を踏まえた危険性を考慮し、検査対象を決定することが合理的

● 国際原子力機関（IAEA）において機器の種類毎に危険性を分類する考え方を採用（2003年）

→　密封線源について検査対象を特定し、潜在的危険性の低い機器の規制を合理化

> 施設検査　：　施設使用前の検査
> 定期検査　：　３年又は５年毎の検査

	現　行	改正後
	一定の放射能以上の事業者が検査対象	潜在的危険性の低い機器を指定して除外
潜在的危険性の高い線源を使用する事業者 	対象	対象
潜在的危険性の低い線源を多数使用する事業者 	対象（放射能の合計が規制値を超えるとき）	対象外 ⇧ （１つ１つの潜在的危険性は低いため、規制を合理化）

（政省令の検討事項）　検査除外対象の指定、登録機関の詳細　等

第12条の10関係

第四　定期確認

特定許可使用者（施設検査・定期検査の対象となる事業者）、許可廃棄業者の安全管理を一定期間ごとに確認

（具体的な対象者）
密　封：放射線障害を及ぼす恐れの低い機器を文部科学大臣が指定して除外、
非密封：規制下限値の10万倍以上　　放射線発生装置使用者　　許可廃棄業者

現行の点検項目

定期検査
ハード面の検査
（＝　しゃへい能力が申請書に適合しているかなど施設面の検査）

改正後の点検項目

定期検査 ハード面の検査
＋
定期確認 ソフト面の確認を併せて実施
（＝　被ばく管理、教育訓練の実施状況など安全管理面の記録・記帳を確認）

ハード面よりもソフト面に起因した事故の割合が高い

（H10〜14の法令報告事故２３件のうち１８件（78％））

（例）教育訓練の不備による誤操作
　　　管理の不備による紛失

（政省令の検討事項）　定期確認の実施方法、実施間隔、登録機関の詳細　等

第五　埋設に関する規定の整備

第4条の2、第19条の2関係

放射性同位元素の利用に伴い発生する放射性廃棄物

●衣類･手袋　●ガラスビン･プラスチックビン　●金属部品　等

↓ 従来

焼却･圧縮など

↓ 従来

施設で保管

（平成14年度末で21.6万本（200リットルドラム缶））

- 保管廃棄されている廃棄物は年々増加
- 埋設処分できないことは事業者の大きな負担
- 原子炉等規制法では埋設事業が進んでいる
- 海外では一般的に埋設処分が行われている

原子力委員会
「国は安全かつ合理的な処理処分が的確に実施されるよう、適切に対応することが重要である」
（平成10年5月　原子力ﾊﾞｯｸｴﾝﾄﾞ対策専門部会）

原子力安全委員会
「基本的に原子炉廃棄物の浅地中処分と同様の考え方が適用できると考えられる」
（平成16年1月　原子力安全総合専門部会）

RI･研究所等廃棄物の処分事業に関する懇談会（文部科学省研究振興局）
「RI･研究所等廃棄物の処分事業の実施主体に関する基本的考え方等の検討」
（平成15年度中　報告書取りまとめ予定）

↓ 今回の改正

最終処分場への埋設の規制に必要な規定を整備

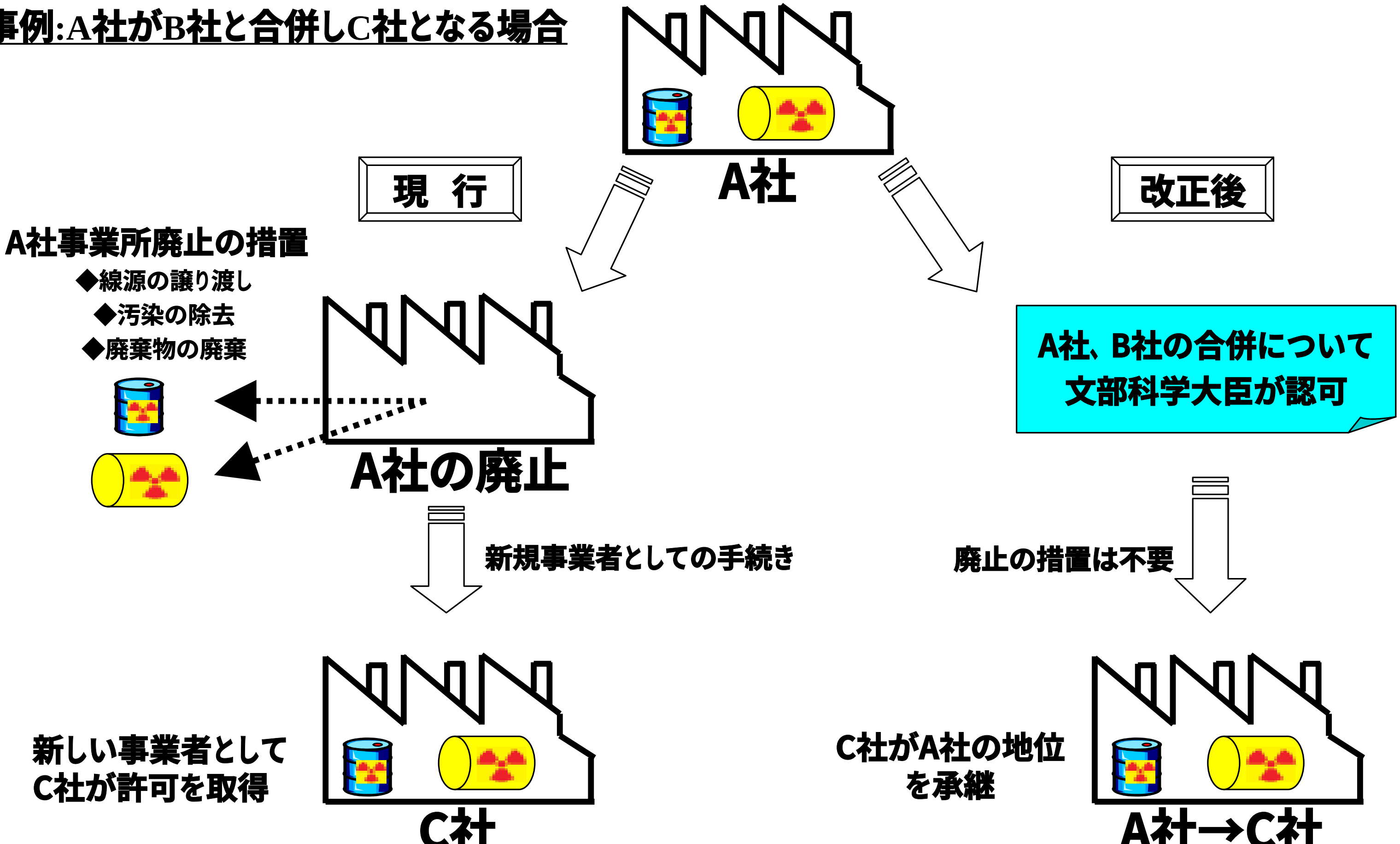
埋設において講ずる措置の確認を法律に規定
（廃棄物埋設地については既存の施設検査で確認）

（政省令の検討事項）　埋設方法･施設の詳細、埋設確認の内容、登録機関の詳細　等

第六　合併等

第２６条の２～第２６条の４関係

事例:A社がB社と合併しC社となる場合



（政省令の検討事項）　合併等の届出方法　等

第七　放射線取扱主任者　(1)

第３４条、第３５条関係

放射線取扱主任者：放射線障害防止法に基づく国家資格。放射性同位元素等の取扱いについて監督を行う者

(1) 数量及び濃度の小さい放射性同位元素の使用に関する規制の合理化
(2) 販売及び賃貸の業に関する規制の合理化 (放射線源を直接取り扱わない場合)
→　放射線の取扱いや法令に関する基本的な知識を有するものが行えば足りる
↓
国家試験を課さず、講習の修了のみで与えられる免状の区分 (第３種) を新設
(届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者の主任者の資格)

密封線源の使用者の場合

現　行

取り扱う放射性同位元素	必要な主任者資格	
３７０GBq～ (許可)	第１種	許可対象
３．７MBq～ (国による設計承認を受けた機器を除く) (許可又は届出)	第２種 (試験＋講習) 第２種 (講習のみ)	許可対象 / 届出対象
国による設計承認を受けた機器 (届出)	不要	届出対象

改正後

	取り扱う放射性同位元素	必要な主任者資格
許可対象	規制対象下限値の1000倍～ (許可)	第１種
許可対象	政令で定める放射線障害のおそれが少ないもの (許可)	第２種
届出対象	*規制対象下限値の～1000倍 (届出)*	*第３種 (新設)*
届出対象	設計認証機器 (届出又は届出不要)	不要

(政省令の検討事項)　講習の実施細目、免状手続き　　等

第七　放射線取扱主任者　（2）

第３６条の２関係

新たな科学的知見、利用形態、それらにあわせた法令改正等の変化
→　定期的な講習の義務はなく、技術的能力の維持は自発的な研修等のみ
↓
法令改正等の詳細の周知、事故から得られた教訓による再発防止等については、
制度として位置づけられるべき

現　行

試験･講習による放射線取扱主任者資格取得後 → その後の講習や更新の義務なし

・法令の改正
　国際基準の取入れ
　新たな科学的知見
・事故から得られた教訓　等

改正後

試験･講習による放射線取扱主任者資格取得後 → 施設毎に選任されている主任者に定期的な講習を義務付け

登録定期講習機関（分野に応じ関連学会、関連機関）が実施することを想定

（政省令の検討事項）　定期講習の対象、実施間隔、受講手続き　等

第八　登録認証機関等

第5章関係

外部機関を活用する業務の改廃

設計認証	放射性同位元素装備機器の設計等の認証	(新設)
定期確認	安全管理面の定期的な確認	(新設)
埋設確認	廃棄物埋設の際の廃棄体等の確認	(新設)
定期講習	放射線取扱主任者の定期的な講習	(新設)
機構確認	設計承認を受けた機器の個々の点検	(廃止)

外部機関の活用に当たっては、公益法人改革の趣旨を踏まえた登録機関制度を活用

(政省令の検討事項)　登録機関制度の詳細　等

第九　経過措置等

附則関係

施行期日

公布（平成１６年６月２日）後１年以内で政令で定める日

早ければ平成１７年４月１日

経過措置

- 従来の許可・届出は、改めて許可申請や届出の手続きを要さずに、新法の許可・届出とみなす。ただし、従来の届出使用者で改正後の許可使用者になる事業者は、使用施設の位置等の届出を要する。

  ※確認のため、各事業者に新しい規制対象下限値での再計算と報告を求める予定。

- 従来の表示付放射性同位元素装備機器（ガスクロマトグラフ用ECD）は、新法の設計認証を受けた表示付認証機器とみなす。使用条件は、文部科学大臣が定める。
- 従来の指定機関は、施行後6ヶ月間、登録機関とみなす。　等

※従来、規制対象ではなく、新たに規制対象となる放射性同位元素の使用等に関する経過措置は政省令以下で規定

（政省令の検討事項）　新たに規制対象となる放射性同位元素に関する経過措置　等

その他の主な政省令の検討事項

規制対象となる放射性同位元素の定義（数量等）

移動使用可能な放射性同位元素の放射能の上限値、移動使用の目的

改正後の予防規程の記載内容

廃棄業者の相続の届出方法

廃棄物埋設地の譲受けの申請方法

手数料

過去の規制経験を踏まえた規制の合理化